

論壇

所得税の負担調整に係る改正要望

1. はじめに

税理士法第49条の11では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とあり、税理士会は官公庁に対し建議権を有している。この建議を税理士会が、どのような背景を基礎に行うかであるが、そこには複数の目的が存在していると言えらる。本会では、あるべき税制構築のための基本理念として、(1)公平性に配慮した税制(2)透明性に配慮した税制(3)国

2. 本会の意見

現代の日本の社会構造を背景に、この所得再分配機能促進のための所得税の負担調整のあり方を本会の調査研究部等において議論し、そのあり方を実現すべく、本会の平成30年度税制及び税務行政の改正に関する意見書において、次の要望を行っている。

人的控除及び控除方式を見直すこと。また、人的控除以外の所得控除については、その必要性等を見直すこと。(所法72(86))

【意見及び理由】 憲法第25条は「国民は、健康で文化的な最低限度の

者に有利な制度であるため、全ての納税者が一定額まで同一の軽減の効果を得られる税額控除方式又はゼ

3. 意見の背景

(1) 少子高齢社会における少子化問題 現代の日本の社会構造は、少子高齢社会である。その要因の一つに、若年層の低所得化が挙げられる。厚生労働省の年収別20歳代・30歳代男性の既婚率²では、年収が300万円未満の場合の既婚率は、20歳代が8・7%、30歳代が9・3%であるが、300万円以上400万円未満の既婚率は、20歳代が25・7%、30歳代が26・5%と年収300万円を境に大幅に上昇する。また、雇用形態別にみた20歳代男女別の年収³では、25歳〜29歳の非正規雇用の男性の年収が281・8万円、女性が241・5万円となっており、男性の20歳代の非正規雇用の労働者の大半が未婚ということが想像される。また既婚者の場合、「理想とする子どもの数を実現できない理由」として6割以上が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」としており、妻の年齢が30歳未満の若い世代では8割以上に上っている⁴とある。この結果から、若年層の低所得化が、結婚する若者が減る要因となっており、更に、結婚し

生活を営む権利を有する。とし、これを保障するための法律である生活保護法では「最低生活」について規定している。また、本人及び家族の最低限度の生活を維持するのに必要な部分は控除力を持たないとの理由から、人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は生存権の保障の租税法における現れである。したがって、最低限度の生活を維持するための課税最低限について、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。課税所得の調整方法について、現行の所得控除方式は適用税率の高い高所得

口税率方式(一定の課税所得まで税率をゼロとする方式)に改めるべきである。

4. 意見の解説

(1) 人的控除の額の見直し 財務省の「所得税の課税最低限の内訳及び算出方法」は、課税最低限の計算上、給与所得者を前提とし、給与所得控除や社会保険料控除も考慮し、次のような算式により算定されるとしている。

X - (X × 0.3 + 180,000) - X × 0.15 - 1,390,000 = 0
給与収入 給与所得控除 社会保険料控除 基礎控除
配偶者控除
特定扶養控除
この式によって計算するとX=285.4万円
(注) 夫婦子2人(子のうち1人が中学生、1人が大学生)の給与所得者の場合である。

(注) 書の家族形態の場合の課税最低限は、285.4万円となり月額約23・8万円としている。しかし、



大畑智宏【京橋】

後家族を持てる道が開ける可能性が出てくると考えられる。この所得再分配機能を強化するには、政府税制調査会の会議資料⁶にある「年齢層の垣根を無くし、困っていない人が困っている人を助ける仕組み」の構築が必要である。さらに、

この仕組みは格差を是正する仕組みであり、OECD報告⁷でも「ジニ係数(所得分配の不平等さ)の3ポイントの上昇は、GDP成長率を毎年0・35%ずつ低下させている。」とあり格差がGDP成長に与える影響に言及している。

税最低限と位置付けるかは、検討が必要と言える。人的控除を、課税最低限と位置付けるならば、本来は、この人的控除の額単独で、課税最低限を満たせることが望ましい仕組みと言える。

(2) 所得控除方式の見直し ①ゼ口税率方式 人的控除の額の見直しと併せて、現行の所得控除方式の見直しを行うべきである。人的控除の額が本来の課税最低限とされた場合、その効果を有効に実現できる方法として、ゼ口税率方式がある。現行の所得控除方式は、超過累進税率の下、適用税率の高い高所得者の軽減額が大きくなり、適用税率の低い低所得者より適用税率の高い高所得者の軽減額が大きくなる方式である。ゼ口税率方式は、一定額まで課税がされない方式であるため、その効果は高所得者も低所得者も同様である。課税最低限である一定額まで、課税を行わない方式であるため、納税者にも申告の有無を容易に

判断することが出来、更に徴税コストの削減も可能である。ただし、先に述べたとおり税と社会保障制度とが、一体で課税最低限の見直しがされることを望ましいが、一体で実現がされない場合には、低所得者層は、税のみが負担減となり、社会保障負担は変わらないため低所得者層の「健康で文化的な最低限度の生活を維持」の実現がされない可能性がある。 ②給付付き税額控除方式 税と社会保障制度一体で、課税最低限の見直しが行われない場合には、低所得者層の社会保障負担は減少しない。低所得者の社会保障料負担を税で補う方法として、給付付き税額控除方式が考えられる。具体的には、課税最低限である人的控除額とその他の所得控除の額の合計額が、合計所得を上回る場合には、所得制限及び支払った社会保険料を限度とする等の要件を設けた上で、その上回った部分に係る税額を給付する方法が考えられる。

5. 最後に

- 1 税制調査会答申(2000年)
2 厚生労働白書「若者の意識を深める」(2013年)
3 厚生労働白書「若者の意識を深める」(2013年)
4 厚生労働白書「若者の意識を深める」(2013年)
5 金子宏著「租税法 第二十一版」(2016年・弘文堂)
6 税制調査会(2015年7月17日)資料一覧「一橋大学 経済研究所 小塩隆士氏」
7 OECD報告「格差と成長」(2014年)